

大分県内における 石綿障害防止規則施行後の 土木・建築工事業の事業場の 石綿対策取組み状況について



産業保健（基幹）相談員
田吹 光司郎
(大分労働衛生管理センター環境測定部長)

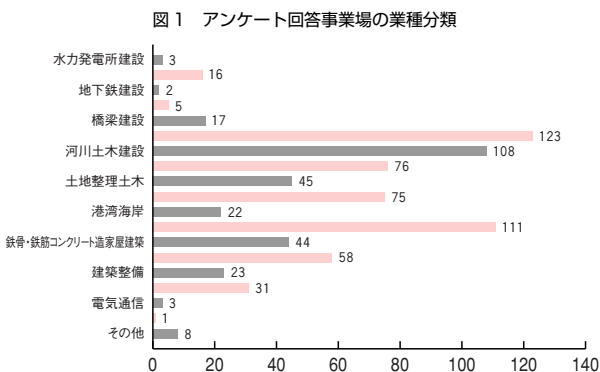
I. はじめに

石綿障害予防規則が昨年(平成17年7月)施行されて1年が経過し、土木・建築工事業においては全国規模で法規則に対応した取り組みが進められている。その中で、大分県内における土木建築工事業場の石綿障害予防規則に対応した取り組みについて、その現状と問題点を調査したので報告する。

II. アンケート調査結果

1. 対象の事業場

大分県内の土木建築工事業の事業場771社にアンケートを送り、227社(29.4%)から回答があった。それらの事業場の業種は図1の通り、その他を入れて19業種に分類され、多い順に①道路建設(123社)、②その他の土木(111社)、③河川土木建設(108社)、④砂防(76社)、⑤上下水道(75社)、⑥木造家屋建築(58社)となった。



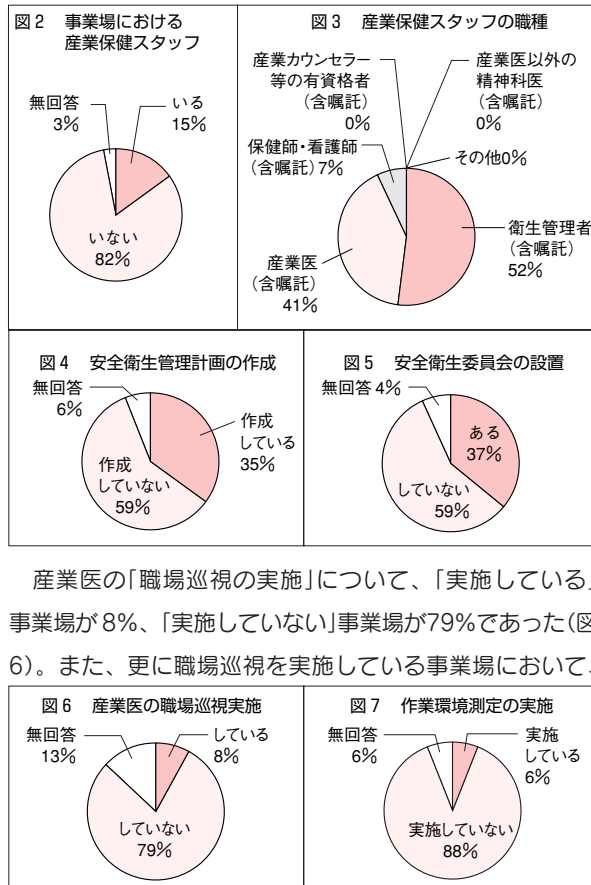
2. 労働衛生管理状況

大分県内の土木・建築事業場における労働衛生管理体制について、「産業保健スタッフがいる」は15%であった(図2)。また、産業保健スタッフの内訳では衛生管理者が52%、

産業医が41%、保健師・看護師が7%であった(図3)。

労働者の安全と健康の確保のための計画(安全衛生計画等)の作成状況は、「計画を作成している」が35%、「作成していない」が59%であった(図4)。また、安全衛生委員会の設置の有無について「ある」事業場が37%、「ない」事業場が59%であった(図5)。

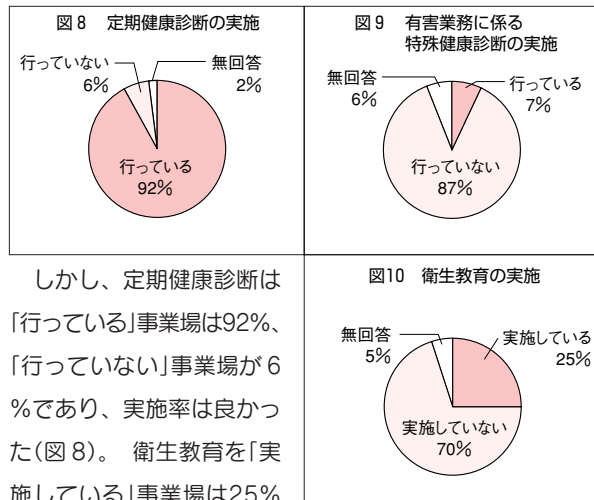
労働安全衛生管理体制の基本とも言える、スタッフの整備や労働安全衛生計画の作成、安全衛生委員会の設置等はまだまだ不十分であると言える。



産業医の「職場巡視の実施」について、「実施している」事業場が8%、「実施していない」事業場が79%であった(図6)。また、更に職場巡視を実施している事業場において、

1月に1回巡視しているのは31%と少なかった。作業環

境測定の実施について、「実施している」事業場が6%未満であり、「実施していない」が88%であった(図7)。また、測定をしなければならない有害事業場が少ないためか、有害業務に係る特殊健康診断の実施についても、「行っている」が7%、「行っていない」が87%であった(図9)。

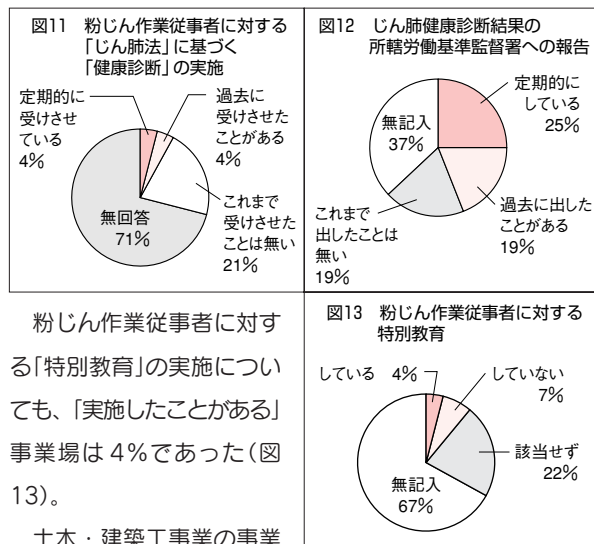


しかし、定期健康診断は「行っている」事業場は92%、「行っていない」事業場が6%であり、実施率は良かった(図8)。衛生教育を「実施している」事業場は25%であった(図10)。その衛生教育の内容は、業種が土木・建築工事業であるためか、「重量物取扱」に関する教育(16社)が最も多く、粉じん(11社)、となっていた。

3. 健康管理の実施状況

(1) じん肺健康診断の実施状況等

「じん肺法」に基づく「健康診断」を定期的に受けさせている事業場は4%であり、過去に受けさせたことがある事業場を入れても8%(図11)であった。また、じん肺健康診断を実施している事業場において、その結果について所轄労働基準監督署に定期的に報告している事業場は25%であり、過去に出したことがある事業場(19%)を含めても44%であった(図12)。



粉じん作業従事者に対する「特別教育」の実施についても、「実施したことがある」事業場は4%であった(図13)。

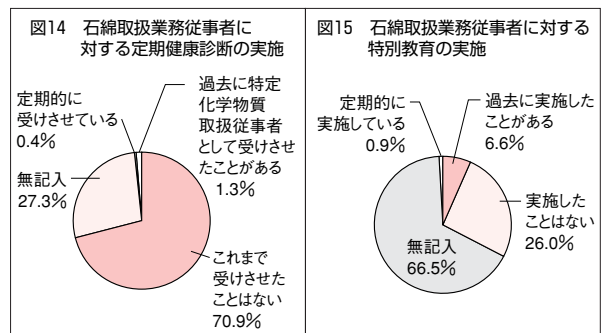
土木・建築工事業の事業

場は、粉じん作業があったとしても屋外等の作業が多いため、「じん肺法」に基づく「健康診断」の受診率が低くなったと考えるし、また粉じんを取り扱う作業があっても、工事場所が頻繁に変わるし、不定期で臨時的作業も多いため、粉じん作業等を行っているという認識が薄いのではないかと考えられる。

(2) 石綿健康診断の実施状況等

石綿取扱業務従事者に対する定期健康診断の実施について、「定期的に受診させている」が0.4%、「過去に特定化学物質取扱従事者として受けさせたことがある」が1.3%であり、受診率は極めて低かった(図14)。これは、土木・建築工事業の中でも石綿取り扱い業務自体が専門性の高い特殊な業務になってきているのではないかと考えられる。

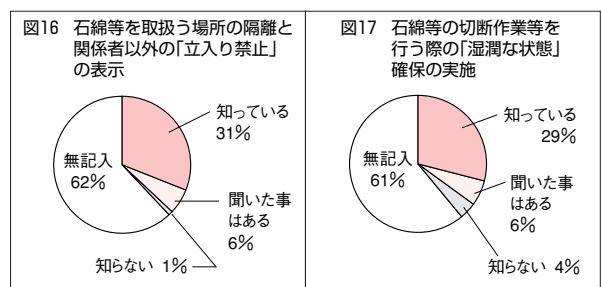
石綿取扱業務従事者に対する「特別教育」の実施についても同様であり、「定期的に実施している」が0.9%「過去に実施したことがある」が6.6%と低かった(図15)。



4. 作業管理の状況

石綿等を取り扱う作業時にその場所を隔離し、関係者以外の「立ち入り禁止」を見易い所に表示しなければならないことを「知っている」が31%「聞いたことはある」が6%(合計で37%)、「知らない」は1%であった(図16)。

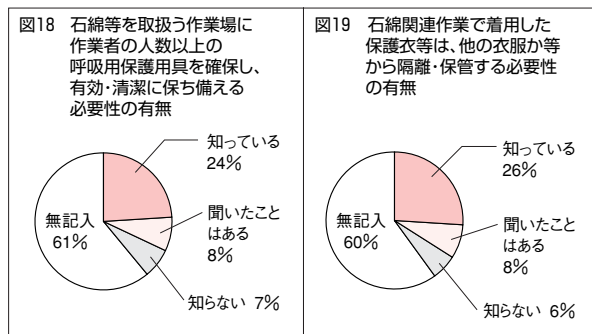
また、石綿等の切断作業等を行う際の「湿潤状態」確保の実施についても、「知っている」が29%、「聞いた事はある」が6%であり、「知らない」は4%(図17)であり、「立ち入り禁止」の表示と同様に、「知らない」が低いことから、実際に石綿を取扱っている事業場の石綿障害予防規則の認知度は比較的高いものと考えられる。



調査研究報告

石綿等を常時取扱う作業場に、作業者の人数以上の呼吸用保護具を確保し、有効・清潔に保ち備える必要があることを「知っている」事業場は24%、「聞いたことはある」が8%、(合計32%)で「知らない」が7%であった(図18)。

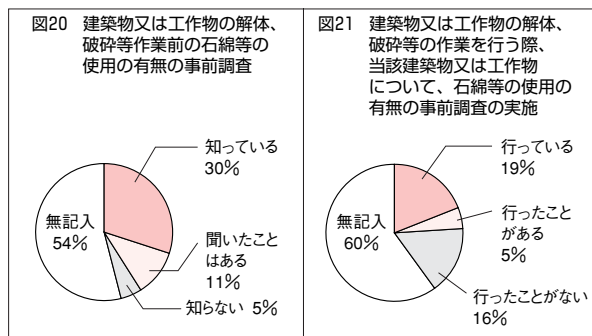
また、石綿関連作業で着用した保護衣等を他の衣服から隔離・保護する必要があることを「知っている」事業場は26%、「聞いたことはある」が8%(合計34%)で「知らない」が6%であった(図19)。呼吸用保護具や保護衣類の管理についても、「知っている」と「聞いたことはある」の割合は32~34%と低かったが、「知らない」に比べて5倍程度あり、石綿取扱事業場には認知されているものと考えられる。



5. 作業環境管理の状況

建築物又は工作物の解体、破碎等の作業を行う際、それらの建築物等に石綿が使用されているか、使用の有無の事前調査を行う必要があることを「知っている」が30%、「聞いた事はある」が11%(合計41%)であり、「知らない」5%に比べて多かった(図20)。

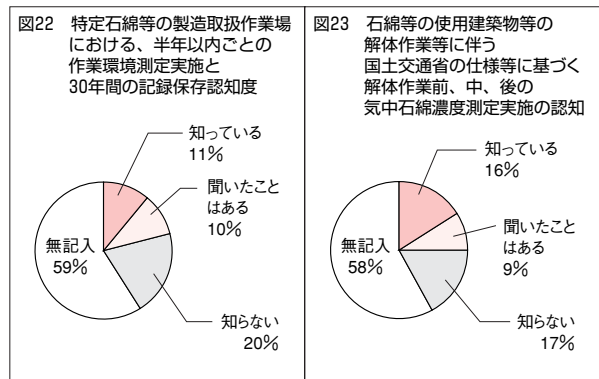
建築物又は、工作物の解体、破碎等の作業を行う際、それらの建築物等に石綿等が使用されているか、使用の有無の事前調査を実際に「行っている」が19%「行ったことがある」が5%(合計24%)であり、「行ったことがない」16%より多かった(図21)。



特定石綿等の製造等取扱う作業場について、6ヶ月以内ごとに1回定期的に作業環境測定基準に従って特定石綿の気中濃度を測定し、その結果を30年間保存しなければならない事を「知っている」が11%で、「聞いたことはある」が

10%(合計21%)であり、「知らない」20%と同程度であった(図22)。

また、石綿が使用されている建築物等の解体作業等を行う場合、国土交通省の建築改修工事仕様等に基づいて、解体作業前、解体作業中、解体作業後(シート養生中)、解体作業後(シート撤去後)に気中石綿濃度の測定を実施することを「知っている」が16%、「聞いたことはある」9%(合計25%)であり、「知らない」が17%であった(図23)。



Ⅲ. 考 察

今回、土木・建築工事業の事業場の石綿対策取り組み状況について調査したが、表1に示すように、昨年労働安全衛生マネジメントシステム構築状況について県下の製造業に同様のアンケート調査を実施した結果と比べて、労働衛生管理の状況は、定期健康診断を除き、実施率は極めて低かった。

今後、労働衛生に取り組むレベルを上げて行く必要がある。また、土木・建築工事業の事業場全体で見ると健康管理、作業管理、作業環境管理についても同様に取り組み状態は低く、今後一層のレベルアップが必要と考えられる。

今回の主な調査である石綿対策の取り組み状況についても、土木・建築工事業全体では各項目とも低いレベルであった。しかし、アンケート調査の「V. 作業管理についてお尋ねします」の項目から実際に石綿の取り扱い業務を行っていると思われる18社の事業場を抽出して評価すると、表2に示すように作業管理については平均で97%が取り組み、また作業環境管理についても平均で79%が取り組んでおり、石綿障害予防規則に遵拠した取り組みは進められているものと考えられる。

これらの調査結果から石綿取り扱い業務が特定の事業場に集中している傾向にあり、石綿含有建築物等の解体業務が専門業務になりつつあると考えられる。

表1 土木・建築工事業と製造業の事業場における労働衛生管理状況の比較

	土木・建築工事業 (平成18年石綿対策取り組み 調査で実施 n=221)	製造業 (平成17年OSHMS構築状 況調査で実施 n=173)
産業保健スタッフの有無	15%	80%
労働安全衛生計画等の作成	35%	77%
労働安全衛生委員会の設置の有無	37%	90%
産業医の職場巡視の実施	8%	69%
作業環境測定の実施	6%	73%
定期健康診断の実施	92%	99%
有害業務に係る特殊健康診断の実施	7%	78%
衛生教育の実施	25%	69%

表2 実際に石綿を取り扱っていると考えられる18事業場の作業管理、作業環境管理の状況

質問	NO.	質問内容	認知度等
作業管理について	1	立ち入り禁止表示の有無	100%
	2	屑入れの蓋付容器の必要性	100%
	3	石綿切断時の湿潤化の必要性	94%
	4	休憩所の湿潤マット等の備え	100%
	5	石綿作業場の毎日の水洗等	100%
	6	石綿作業場の喫煙禁止	100%
	7	呼吸用保護具の数・清潔等	89%
	8	石綿付着衣の隔離・保管等	94%
	9	作業前の石綿等除去作業通知	94%
	10	石綿ばく露の危険時の封じ込め等	94%
	平均	—	97%
作業環境管理について	1	建築物解体時の石綿事前調査の認知	94%
	2	建築物解体時の石綿事前調査の実施	83%
	3	屋内石綿作業時の局排等の必要性	83%
	4	同上局排等への除塵装置の必要性	89%
	5	同上除塵装置の粒径の適応性配慮	50%
	6	4,5の定期自主検査、記録の必要性	83%
	7	石綿作業場の作業環境測定の実施	78%
	8	同上評価結果の記録、必要な措置	72%
	9	国交省仕様の石綿濃度測定の実施	83%
	10	国交省仕様の石綿濃度測定の実施	77%
	平均	—	79%

IV. まとめ

- 今回、大分県内における石綿障害予防規則施行後の土木・建築工事等の事業場における石綿対策の取り組み状況について調査を行ったが、その中でも労働衛生管理の状況について、その実施率は昨年同様の調査を行った製造業に比べて極めて低いものであった。今後、労働衛生に取り組むレベルを上げて行く必要がある。
- 今回実施した石綿を取扱う業務が土木・建築業の中でも特殊なものであるため、アンケートの回収率も悪く、かつ無記入の回答が多く、アンケート調査が不十分な

ものとなった。しかし、これは石綿取り扱い業務が特定の事業場に集中し、専門業務になってきていることが原因と考えられる。

- 石綿取り扱いに関する調査においても、その実施率は低いものであったが、実際に石綿の業務を行っていると思われる抽出した18事業場における評価は、「作業管理の状況」における質問に対して90%以上の理解を示しており、石綿障害予防規則は十分認知されているものと考えられる。しかし、実際の職場で守られているかどうかは分からないため、実地調査による結果と照合して確認する必要がある。